平成 26 年度 分譲マンション共用部分 バリアフリー化助成事業 申請案内

助成対象者

尼崎市内に存する1棟につき21戸以上の分譲マンション(平成5年10月1日以降に建築()されたもので51戸以上のもの、及び平成14年10月1日以降に建築されたものを除く。)の管理組合。

ただし、複数棟で構成される管理組合で、合計戸数が21戸以上となり、各棟を一体的に工事する場合は助成対象の管理組合となります。

建築確認申請の受理日

助成対象工事

次ページの「助成対象工事表」に掲げる分譲マンションの共用部分におけるバリアフリー化工事(原則として福祉のまちづくり条例施行規則別表第3の基準(6,7ページ)を満たす必要があります)。

平成27年1月30日(金)までに工事が完了する必要があります。

事業実施を予定されている場合は、事前に下記尼崎市住宅・住まいづくり支援課 に連絡し、工事内容等の打ち合わせを行って下さい。

助成金額

1棟あたり事業費100万円を上限に3分の1を助成(助成限度額33万3千円)

申請期間

平成26年6月2日(月)から平成26年11月28日(金)まで 工事の着工前に申請してください。既に着工した工事は、助成対象外です。 申請期間内であっても、予算の範囲を超えれば受付を終了します。

申請先(お問い合わせ先)

尼崎市役所 住宅・住まいづくり支援課(北館5階東側) 〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号(電話 06-6489-6608)

助成対象工事表

改造箇所	工事の内容	種別		
		必	選	助成対象限度額
		須	択	
外部出入口等	傾斜路又はそれに類するものの設置			
	傾斜路を設置した場合の手すりの設置			
	開口幅の確保のための壁の改造			
	引き戸等への取替え			
	その他、高齢者等の利用の安全性又は利便性の向上に資するものの設置			
床面	ノンスリップ化			1,000,000 円
廊下等	 傾斜路又はそれに類するものの設置			
	傾斜路を設置した場合の手すりの設置			
	その他、高齢者等の利用の安全性又は利便性の向上に資するものの設置			
階段	手すりの設置			
	蹴込み板及び滑り止めの設置			
	その他、高齢者等の利用の安全性又は利便性の向上に資するものの設置			

上記工事の技術的な基準は、原則として、福祉のまちづくり条例施行規則別表第3の基準によるものとします。福祉のまちづくり条例施行規則別表第3の抜粋版は6,7ページをご確認願います。

上記各改造箇所(4区分)において、1箇所(1区分)以上の改修を行う必要があります。その際に、改造箇所毎の必須工事の全てを実施する必要がありますが、必須工事の一部が既に施行済みである場合は、その限りではありません。

各改造箇所のうち、選択工事のみを行う場合は助成対象になりません。

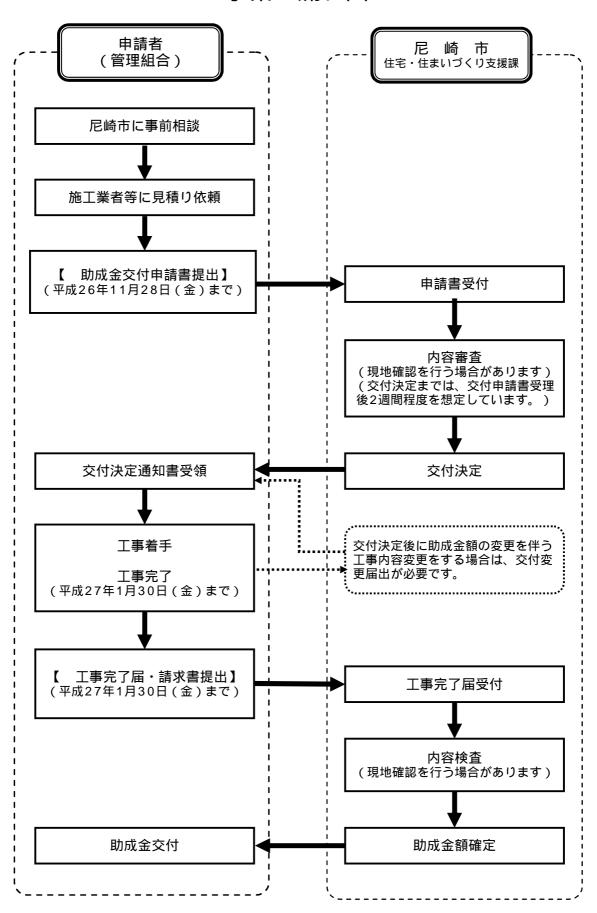
申請前に既に着工している工事は、助成の対象になりません。

平成27年1月30日(金)までに工事が完了する必要があります。

建築物の構造耐力上主要な部分(建築物の倒壊の防止等を目的とする構造耐力上の 面からみて主要な部分。筋交いの入った構造耐力上必要な壁、柱等をいう。)の変更 を伴わないものに限ります。

助成を受けた棟において、再度当該事業による助成を受けることはできません。 他の助成事業と重ねて当該事業の助成を受けることはできません。

事業の流れ図



提出書類

助成を申請する時や工事が完了した時は、次の書類を提出してください。訂正印に使いますので、印鑑のご持参もお願いします。また、次の書類以外にも、尼崎市が追加で 資料の提出を求める場合があります。

【 助成金交付申請書提出】

(1)共用部分パリアフリー化工事助成金交付申請書(市指定様式)

・施工業者等が代理申請する場合は、別途委任状(任意書式)が必要です。

(2) 共用部分パリアフリー化工事計画書(市指定様式)

(3)助成事業に要する費用の見積書

- ・見積書は、業者名、代表者名、住所等が記載され、押印したものを提出してください。
- ・見積書は、対象工事箇所ごとの金額がわかるように記入してください。

(4)建築年月日、戸数を証する書類

・建築年月日、戸数を確認できる、パンフレット等の写しを提出して下さい。

(5)助成事業の着手前の状況を示す写真

- ・着手前に住宅の全景及び助成対象工事箇所ごとに写真を撮影してください。
- ・複数の助成対象工事を行う場合は、助成対象工事ごとに綴ってください。

(6)助成事業の計画図面

・<u>6、7ページの下線が引かれている数値基準を満たしていることが確認で</u>きるように、計画図面(平面図等)内に、その数値を記載して下さい。

【 工事完了届・請求書提出】

(1)共用部分パリアフリー化工事完了届(市指定様式)

(2)助成事業に係る工事請負契約書及び領収書の写し

・領収書は、対象工事ごとの金額がわかるように、金額明細書も添付して下さい。

(3)工事完了後の写真

・工事前後の状態がわかるよう、できるだけ工事前と同一アングルで撮影してくだ さい。

(4)共用部分パリアフリー化工事助成金交付請求書(市指定様式)

助成金の取り消し等

次のいずれかに該当するときは、助成金の取り消しや返還を求める場合がありますの でご了承ください。

- (1)助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定又は助成金の交付を受けたとき。
- (3)市長が相当と認める事由があったとき。

その他の注意事項

(1)途中で工事内容を変更する場合

交付決定後に助成対象工事を追加したいときや助成対象工事を取りやめたいと きは、変更交付申請が必要です。助成対象工事を追加する場合も変更申請の交付決 定後でなければ助成の対象となりませんのでご注意ください。

また、予算が上限に達していれば、変更申請を受け付けない場合もあります。工事内容を変更しようとする場合は、事前にご相談ください。

(2)申請した内容と工事完了後の内容が異なっていた場合

本助成事業は、事前に助成対象となる工事であるかどうかを計画図面等で審査し、 工事完了後にその内容を確認した上で助成金を交付するものです。このため、工事 完了後の検査で、申請内容と異なっていることが確認された場合等には、助成金を 減額等する場合があります。

福祉のまちづくり条例整備基準(施行規則別表第3関連部分を抜粋)

改造箇所	整備基準	
外部出入口等	(傾斜路及び手すり) 傾斜路の表面は粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものであること。有効幅員は、階段に代わるものにあっては 120 c m以上、階段を併設するものにあっては 90 c m以上であること。勾配は 12分の1を超えないものであること、ただし高低差が 16 c m以下の場合にあっては、8分の1を超えないものであること。勾配が 20分の1を超えないものであること。 高低差が 75 c mを超えるもの(勾配が 20分の1を超えるものに限る)にあっては、高低差 75 c m以内ごとに踏幅が 150 c m以上の踊場を設けるものであること。 非水溝を設ける場合にあっては、次のア及びイに該当する溝ぶたを設けるものであること。 ア 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。 イ 車椅子のキャスターが落ち込まないものであること。 勾配が 20分の1を超える傾斜がある部分には、踊場を含め、側面の高さ75 c m から85 c m までを標準として握りやすい位置に手すりを設けるものであること。 (外部出入口) 有効幅員は、80 c m 以上であること。 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造であること。 戸の全面が透明な場合には、衝突防止の措置を講ずるものであること。 戸の全面が透明な場合には、衝突防止の措置を講ずるものであること。 戸の全面が透明な場合には、衝突防止の措置を講ずるものであること。 戸の全面が透明な場合には、衝突防止の措置を講ずるものであること。 戸の全面が透明な場合には、衝突防止の措置を講ずるものであること。	
床面	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。	

改造箇所	整備基準	
廊下等	(傾斜路及び手すり) 傾斜路の表面は粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。 その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものであること。 有効幅員は、階段に代わるものにあっては 120 c m以上、階段を併設するものにあっては、90 c m以上であること。 勾配は 12 分の1を超えないものであること、ただし高低差が 16 c m以下の場合にあっては、8 分の1を超えないものであること。 勾配が 20 分の 1 を超え、かつ、側面が壁でない場合には、側板又は 5 c m以上の立ち上がりを設けるものであること。 高低差が 75 c mを超えるものにあっては、高低差 75 c m以内ごとに踏幅が 150 c m以上の踊場を設けるものであること。 勾配が 20 分の 1 を超え、又は高さが 16 c mを超える傾斜がある部分には、踊場を含め、側面の高さ 75 c mから 85 c mまでを標準として握りやすい位置に手すりを設けるものであること。	
階段	踊場を含め、側面の高さ 75 c mから 85 c mまでを標準として握りやすい 位置に手すりを設けるものであること。 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、段を容易に識別できるものであること。 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造であること。 蹴込板及び滑り止めを設けるものであること。	